

(知事が認定する公共的施設)

第20条 次の各号のいずれかに該当する施設として知事が認めるものについては、第9条及び第11条の規定は、適用しない。

- (1) 専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設であって、当該特定の者以外の者について受動喫煙が生ずるおそれがないもの
- (2) 専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であって、当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、これらの商品を販売するもの

2 前項の規定による認定を受けようとする公共的施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 第13条の規定は、第1項の規定による認定を受けた公共的施設について準用する。この場合において、同条第1項中「喫煙区域（第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。）及び喫煙所（第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。）」とあるのは「第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設」と、同条第2項中「喫煙区域及び喫煙所」とあるのは「第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設」と読み替えるものとする。

「施行規則」

(認定の申請等)

第8条 条例第20条第2項の規定による申請は、適用除外施設認定申請書（第10号様式）により行わなければならない。

2 適用除外施設認定申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第20条第1項第1号に該当する施設として認定を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 当該施設の利用に関する規約、当該施設を利用する者の名簿その他の専ら特定の成人のみが利用することができる施設であることを確認できる書類

イ その他知事が必要と認める書類

(2) 条例第20条第1項第2号に該当する施設として認定を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 商品の棚卸しの状況等がわかる帳簿書類の写し

イ 商品の陳列の状況を示す店舗内の写真及び見取図

ウ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条第12項の規定による許可を受けていることを証する書類の写し

エ その他知事が必要と認める書類

(地位の承継)

第9条 条例第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設の施設管理者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該施設管理者の地位を承継する。

2 前項の規定により条例第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設の施設管理者の地位を承継した者は、速やかに適用除外認定施設承継届（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第14条 条例第20条第2項の規定による申請及び第9条第2項の規定による届出は、その公共的施設の所在地を所管する保健福祉事務局長を経由しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

「適用除外認定施設に係る審査基準」

第1 趣旨

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）第20条第1項第1号に該当する施設（以下「適用除外認定施設（専用利用）」という。）及び同条同項第2号に該当する施設（以下「適用除外認定施設（たばこ試喫販売）」という。）について、知事が認定する際に必要な基準を定める。

第2 用語の意義

この基準における用語の意義は、条例、条例施行規則の例による。

第3 適用除外認定施設（専用利用）の要件

次の各項の要件すべてに該当するものに限り認定する。

- (1) 特定の者（以下「会員等」という。）以外の者の利用ができないこと。ただし、入会を前提とする一時的な利用については、除く。
- (2) 利用者数の合計に対する、会員等の利用者数の割合が、おおむね9割を超えること。
- (3) 当該施設における喫煙を認めることについて、意思決定がなされており、そのことを会員等が承知していること。
- (4) 会員等は、成人の個人のみで構成されていること。

第4 適用除外認定施設（たばこ試喫販売）の要件

次の各項の要件すべてに該当するものに限り認定する。

- (1) 施設において商品を陳列している区域全体の水平投影面積に対する、たばこ又は喫煙具を陳列している区域の水平投影面積の割合が、おおむね9割を超えること。
- (2) 試喫のためのたばこ又は喫煙具が、常に用意されていること。

附 則 この基準は、平成21年8月1日から施行する。

【趣旨】

本条の規定は、本条例が、受動喫煙（合意の上での二次喫煙は含まれない。）の健康リスクから県民を保護するものであるところ、専ら特定の者のみが利用する第2種施設にあつては、これら特定の者のすべてが、当該施設内における喫煙を認め、非喫煙者もたばこの煙にさらされることを許容していることもあり得る（この場合の「特定の者」間には、本条例にいう受動喫煙は生じないこととなる。）。

また、専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であつて、当該店舗内において客に試しに喫煙させる方法により、これらの商品を販売している店舗においては、客に喫煙させることによつて営業が成り立っていることから、施設管理者からの申請に基づき、知事が、これら特定の者以外の者に受動喫煙が生ずるおそれがないと認めるものについては、禁煙又は分煙の措置を要しないとする特例措置を講ずるものである。

【解説】

1 認定施設の特例（第1項第1号）

本項は、知事の認定を受けた公共的施設（以下「適用除外認定施設」という。）について、受動喫煙を防止するための措置の特例を定めるもので、本号にいう「専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設」とは、特定の者（以下「会員等」という。）で組織する集団が運営する第2種施設で、会員等以外の者の利用ができないものをいうものであり（「専ら・・・のみ」という表現の趣旨）、そして、このうちの「利用することができる」とは、会

員等の専属利用を目的として整備されたことを意味するものであるから、常連客など、事実上特定の者しか利用していない施設は、ここには含まれないものである。

これは、会員等のみの利用が許される施設内の喫煙の取扱いについて、集団内の民主的な解決の方法により、喫煙を認めたのであれば、非喫煙者である会員等において、受動喫煙が生じることを合意したことになるので、こうした者は、本条例によって保護すべき対象から除かれることになるからである。

また、「当該特定の者以外の者について受動喫煙が生ずるおそれがない」とは、会員制施設の会員等以外の者が、当該施設の中で、たばこの煙にさらされないことをいうものであり、より具体的には、会員等以外の者の立入りが制限されていることを意味するものである。

したがって、いわゆる会員制を採用している施設であっても、CDレンタルショップのように誰でもが自由に立ち入ることができる店舗や、ビジター利用が可能な施設にあっては、（仮に、会員等の間では喫煙を容認しているとしても、）会員等以外の利用者（ビジター）に受動喫煙が生じるおそれがあるので、本項に規定する特例措置の対象とはならない。

2 認定施設の特例（第1項第2号）

本号にいう「専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗」とは、施設において商品を陳列している区域全体の水平投影面積に対する、たばこ又は喫煙具を陳列している区域の水平投影面積の割合が、おおむね9割を超えるものをいい、「当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、これらの商品を販売するもの」とは、店舗内において、客にたばこの新商品や、シガー（葉巻）等を試しに吸わせたうえで、販売するような営業形態をとっていることをいうものであり、こうした店舗は、そもそも非喫煙者の利用は想定されず、客に喫煙をさせることによって営業が成立していることから、その経営に対する影響に配慮し、特例措置を講ずることとしたものである。

3 認定申請の手続（第2項）

本項は、第1項の特例の適用を受けるための手続を規定したものである。この特例の適用を受けようとする公共的施設の施設管理者は、規則第8条第1項で定める適用除外認定申請書（第10号様式）に、施設の区分に応じて、同条第2項に定められた各種添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

この各種添付書類について、第1項第1号に該当する施設に対し、当該施設の利用者の名簿の提出を求めているが、これは、他の添付書類と相まって、専ら特定の者のみが当該施設を利用できることを確認し、認定するかどうかを正しく判断するためである。

4 未成年者の立入りの制限に関する規定の準用（第3項）

本項は、未成年者の立入りの制限について、第13条第1項の規定を準用するものであり、適用除外認定施設については、受動喫煙防止のための措置が講じられておらず、喫煙できる環境にあることが想定されるので、本条例の受動喫煙の健康リスクから未成年者を保護するという目的を達成するため、当該適用除外認定施設の施設管理者に対しても、当該施設への未成年者の立入りを禁止する旨の義務を課すこととしたものである。

なお、適用除外認定施設の施設管理者に対しては、本項のほか、当該適用除外認定施設の入り口に、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨の表示義務が課されており（第15条第1項第5号及び第6号の解説を参照のこと）、当該施設管理者がこれらの規定に違反した場合は、指導・勧告の対象となり（第17条）、この勧告に従わない場合は、その違反事実等の公表及び命令の対象となり（第18条及び第19条）、さらに、この命令に従わない場合は、罰則（5万円以下の過料）が適用されることとなる（第23条第1項第2号）。